

質問第九七号

相模湾沿岸地域における防災対策の推進に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十七日

牧 山 ひろえ

参議院議長 関 口 昌 一 殿

相模湾沿岸地域における防災対策の推進に関する質問主意書

政府は、防災基本計画及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画等に基づき、大規模地震及び津波災害への備えを推進している。

神奈川県之三浦半島から真鶴町に至る相模湾沿岸地域（以下「当該地域」という。）は、多くの住民が生活するとともに、鎌倉、江の島を始めとする国内有数の観光地を擁し、年間を通じて国内外から多数の観光客が訪れる地域である。当該地域では、相模トラフ沿いの大規模地震及び南海トラフ地震に伴う津波被害が想定されており、住民のみならず、外国人旅行者、海水浴客、マリンレジャー利用者など、多数の一時滞在者の安全確保が重要な課題となっている。また、デジタル技術の進展を踏まえれば、スマートフォンや位置情報サービス等を活用した避難情報の提供は、防災対策の高度化のみならず、観光地における災害対応力の向上にも資するものと考えられる。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 政府は、当該地域について、相模トラフ沿いの大規模地震及び南海トラフ地震による津波災害リスクをどのように認識し、我が国の防災政策の観点からどのように位置付けているか示されたい。

二 政府は、多数の観光客、外国人旅行者その他の一時滞在者に対し、スマートフォン、位置情報サービス及びプッシュ型通知等を活用した多言語によるリアルタイム避難情報の提供並びに観光事業者等との連携について、今後どのように推進する考えか示されたい。

三 政府は、当該地域を防災対策のモデル地域として位置付け、自治体間の広域連携、一時滞在者対策及びデジタル技術を活用した避難支援体制の構築に対し、重点的な財政支援及び制度整備を推進する考えはあるか示されたい。

右質問する。